

平成 23 年度 信用保証制度一覽表

Ver5.0

(更新履歴)	(更新ページ)	(主な更新内容)
当初		(平成 23 年 4 月現在)
Ver2.0 H23.05.17	P24、25	(高岡市景気対応緊急資金保証 東日本大震災特別枠 追加)
Ver3.0 H23.05.23	P16、17	(東日本大震災復興緊急保証 追加)
	P20、21	(県経済変動対策緊急融資保証 東北地方太平洋沖地震特別枠 変更)
Ver3.1 H23.06.07	P20、21	(県観光旅館施設整備資金保証 特別枠 変更)
Ver4.0 H23.07.12	P16、17	(東日本大震災復興緊急保証 訂正)
	P20、21	(県薬業振興資金保証 東日本大震災特別資金 追加)
	P22、23	(県小口事業資金保証 掲載ページ変更)
	P24、25	(富山市緊急経営基盤安定資金保証 東日本大震災対策支援特別枠 薬業振興枠変更)
	P28	(責任共有制度 変更)
Ver5.0 H23.10.14	P20、21	(県経済変動対策緊急融資保証 円高対策枠 変更)
	P24、25	(富山市緊急経営基盤安定資金保証 円高対策特別枠 追加) (高岡市景気対応緊急資金保証 変更)
	P26、27	(高岡市中小企業振興資金保証、商工業活性化資金保証、 創業者支援資金保証、緊急経営基盤改善資金保証 変更)

「地域に信頼され、ともに歩む信用保証協会」を目指します。

富山県信用保証協会

<http://www.cgc-toyama.or.jp/>

目 次

○ 中小企業のみなさまへ	1
○ 信用保証のご利用にあたって	2
○ 県制度融資の手続き概要	6
○ 索引（資金使途別）	
● 運転資金・設備資金	7
● 運転資金	8
● 設備資金	9
1. 一般保証	10
2. 特別保証（一般保証の別枠）	12
3. 特定保証	16
4. 富山県制度融資保証	18
5. 市制度融資保証	24
○ 責任共有制度・連帯保証人について	28
○ 信用保証料率・信用保証料の計算方法について	29
○ 個人情報の取扱いについて	30
○ 保証申込時に提出していただく書類	31
○ 許可等が必要な事業一覧表	32

信用保証制度の悪用防止のお願い

- ◎ 悪質な仲介業者等の第三者が介在する場合や中小企業者を装う等の不正な保証利用については、保証取扱いを行いません。
- ◎ 保証協会でのご相談は、保証申込されるご本人と行いますので、第三者の同席はお断りします。
- ◎ 保証にあたっては、所定の信用保証料以外に、手数料、入会金、斡旋料、仲介料等は、一切いたしません。

中小企業のみなさまへ

事業の安定・繁栄にご活用ください“信用保証”

金融機関をはじめ県・市町村では、

皆様の事業活動を支援するために各種の融資を実施されています。

保証協会は、

これらの融資を円滑にご利用いただけるようお手伝いをする保証の専門機関です。

事業の安定に・繁栄に、どうぞ信用保証をご活用ください。

信用保証のご利用のメリット

- 金融機関からの融資が受けやすくなります。
- 金融機関からの融資枠が拡大されます。
- 資金の用途に応じた各種制度保証のご利用により、長期・低利な資金が調達できます。
- 無担保や無保証人で融資を受けられる保証もあります。
- 所有不動産は担保として、より有効にご活用いただけるよう配慮しています。

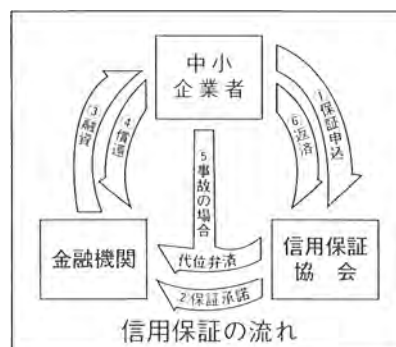
信用保証のご利用状況

- ご利用企業 富山県内の中小企業の皆さん 42,761 企業のうち 17,821 企業の方がご利用
になっています。
ご利用の割合は、41.7%です。
- ご利用残高 平成23年3月末現在 保証のご利用残高は、約3,302億円となっております。

信用保証制度のシステム

信用保証協会は、次のようなシステムで運営されています。

- ①受付窓口（金融機関の他、制度保証では市町村、商工会議所、商工会もあります）へお申し込みください。
- ②保証協会は、企業の事業内容や経営計画などを検討し、保証の諾否を金融機関を経由してお知らせします。
- ③保証承諾の通知を受けた金融機関は資金を融資します。
このとき、窓口で信用保証料をお支払いいただきます。
- ④借入金は金融機関に返済してください。
- ⑤万一、返済ができない場合は、保証協会が金融機関へ借入金を返済（代位弁済）します。
- ⑥保証協会は、この代位弁済により、金融機関が有している地位を法的に継承しますので、以後は保証協会へ返済していただきます。



信用保証のご利用にあたって

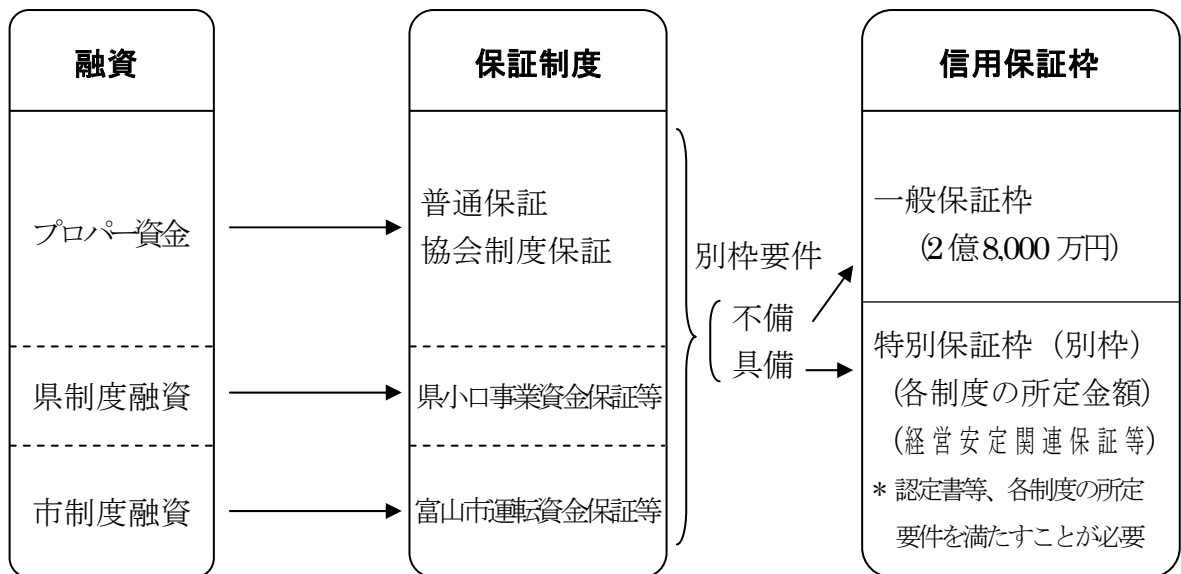
保証付融資をスムーズに、タイムリーにご利用されるよう次のことにご留意ください。
なお、詳しくは「信用保証の実務解説」をご参照ください。

一企業の保証限度額

- 一般保証
個人・会社等 2億8,000万円
組 合 4億8,000万円 ただし、消費生活協同組合、農業協同組合等一部の組合は2億8,000万円
無担保保証は、それぞれ上記限度額のうち原則として8,000万円です。
- 特別保証（一般保証の別枠）
所定の認定書等の取り受けにより、上記一般枠とは別枠でご利用になれます。
ただし、一部の組合は利用できない場合があります。
一企業の保証限度額は各制度保証の所定金額です。

制度融資と別枠

一般保証、県、市制度をご利用される際は、通常は一般保証枠の利用となりますが、特別保証の所定の認定書等を取り受けられた場合は、別枠が利用できます。



制度融資と信用保証

県および市の制度融資については、全て保証をご利用いただけます。

- * うち、必ず保証が必要な制度は次の制度です。（本一覧表では◎付の保証制度です。）
 - ・ 県制度融資のうち 県小口事業資金、県連鎖倒産防止資金、県企業再生支援資金、県地域産業対策資金、県緊急経営改善資金、県創業・ベンチャー支援資金の一部
 - ・ 本書記載の市の制度は全て保証付です。

その他の融資制度は必要に応じ保証付となっています。

ご利用いただける中小企業

信用保証をご利用になれるのは、次に該当する個人、会社、組合、一般社団法人等です。

- 所在地 富山県内に住所又は事業所を有する中小企業者です。
- 企業規模 個人の場合は従業員数が、会社の場合は資本金又は従業員数のいずれかが下表の規模に該当する方
- 業種 中小企業信用保険法施行令に定める業種で、許可等が必要な事業についてはその許可等を取り受けている方（参照：32～33頁）
- 営業実績 営業実績があり、企業経営に意欲を持って事業を営む方
（新規事業についてもご相談に応じており、開業者がご利用になれる保証）
制度もあります。
- 制度要件 各制度保証要綱等に定める要件をそなえる方

[業種と企業規模]

(個人、会社)

保証対象業種	資本金	常時使用する従業員数
<ul style="list-style-type: none"> ・製造業（下記＊を除く） 次のサービス業を含む 写真業 映画・ビデオ制作・配給業 映画・ビデオサービス業 自動車整備業 機械修理業 歯科技工所 ソフトウェア業 情報処理サービス業 ・農林漁業のうちの保証対象業種 ・鉱業（鉱業および土石採取業） ・建設業 ・運送倉庫業（物品預り・駐車場業を含む） ・不動産業 ・ガス供給業 ・損害保険代理業 ・生命保険媒介業 	3億円以下	300人以下
<ul style="list-style-type: none"> ＊ゴム製品製造業 （自動車・航空機用タイヤおよびチューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く） 		900人以下
<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業 	1億円以下	100人以下
<ul style="list-style-type: none"> ・小売業 	5,000万円以下	50人以下
<ul style="list-style-type: none"> ・サービス業（製造業中のサービス業および旅館業を除く） 	5,000万円以下	100人以下
<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業 		200人以下
<ul style="list-style-type: none"> ・医業を主とする法人 	—	300人以下

(組合)

保証対象業種に属する事業を行う組合またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種に属する事業を行う組合

(参照：「信用保証の実務解説（解説編）」（12頁）)

(士業法人)

監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、行政書士法人

(一般社団法人等、特定会社)

一般社団法人等、特定会社は、特例法にもとづき一部の保証制度のみご利用になります。

(ご利用になれる保証制度)

一般社団法人等 商店街整備等支援関連保証ほか6制度

特定会社 中心市街地商業等活性化関連保証ほか1制度

従 業 員 数

従業員数については、次のことにご留意ください。

- 個人の場合 三親等内で生計を一にしている家族従業員、臨時雇は従業員に含みません。
- 兼業の場合 企業全体の総従業員数です。従って、本店、支店、工場、営業所等に従事する従業員の総数となり、また、兼業の場合も全体の従業員数となります。
(例) 建設業（従事する人数が100名）と小売業（従事する人数が70名）を兼業する企業
 ➡ 申込の資金使途が建設業（または小売業）にかかるものであっても、この企業の従業員数は170名となります。
 なお、この場合の企業の業種は、原則として売上高が多い業種とします。
- 法人の場合 役員は、従業員には含みません。
- 臨時雇、パート等 名目は臨時雇、パート等であっても、実質的に常雇関係にあると認められる方および営業日数のおおむね2分の1以上について就業している方は従業員に含みます。
- 確認資料 従業員数が資格要件の制限数の90%以上の場合は、「賃金台帳」「給与所得退職所得税徴収高計算書」「労働保険概算・確定保険料申告書」等により確認させていただくことがあります。
また、制度保証においても、従業員数が資格制限数に近接している場合も同様に確認させていただくことがあります。

信 用 保 証 料

- 保証にあたってご負担いただくのは、信用保証料だけです。
それ以外には手数料・入会金・斡旋料・仲介料等のような名目の費用もいたしません。
- 信用保証料は、貸付金額に保証期間、信用保証料率及び返済方法に応じた係数を乗じて算出します。詳細は、29頁をご覧ください。
- 各保証制度の信用保証料率については、10頁以降の一覧表をご覧ください。
- 次の要件に該当する場合は、お申出により分割納付できます（保証条件変更に係る場合は除く。）。
 - (1) 保証期間が2年を超えるもの。
 - (2) 当座貸越契約根保証で保証期間が1年を超えるもの。

事 前 協 議

県制度融資の中には、ご利用に際して金融機関から県担当課へ予め協議が必要なものがありますので、所定の手続により協議してください。(参照：6頁)

受 付 窓 口

原則として金融機関です。
県小口・各市の制度融資は、市町村の商工担当課または商工会議所・商工会となっています。
(金融機関受付可能の制度もあります。)

保証申込にあたって

保証の申込にあたっては、申込人が保証を受けるのに適格であるか次のことを確認してください。

1. ご利用になれる中小企業であるか

- ① 企業規模は適格か
- ② 営業経歴は適格か
- ③ 所在地は適格か
- ④ 業種は該当しているか、許認可事業については許認可を取得しているか
- ⑤ 協会の求償権（代位弁済）に関係していないか
- ⑥ 銀行取引停止処分等を受けていないか
- ⑦ 法的手続中でないか
- ⑧ 休眠会社となっていないか（最終登記から何年経過しているか）
- ⑨ 延滞している債務はないか
- ⑩ 税金、社会保険料の滞納はないか

2. 保証要件は適格か

- ① 保証限度額内か（特に制度保証）
- ② 保証期間、資金使途は適格か

3. 申込時に必要な書類（参照：31 頁）

大口保証の取り扱い

次に掲げる大口案件は、「審査委員会」に付議することとなりますので、委員会開催日の7営業日前までにお申込ください。

- (1) 一保証申込あたりの実質増加保証金額（既保証残高の一部または全部を回収条件とした場合、その回収金額を減じた金額。以下同じ。）が5,000万円以上のもの
- (2) 一保証申込あたりの実質増加保証金額が3,000万円以上5,000万円未満のもので既保証残高を含め、15,000万円以上のもの
- (3) その他当協会会長が必要と認めたもの

委員会開催日は、毎月10日、25日（休業日の場合は、前営業日）です。

保証の事前相談

保証の申込にあたり、保証の事前相談に応じています。お気軽にご相談ください。

[相談窓口] 業務部 特定の企業 …………… 企業支援課(076)403-5816
製造業、建設業 …………… 保証第一課(076)423-3176
小売業、卸売業、サービス業等 …… 保証第二課(076)423-3177

県制度融資の手続き概要

県制度融資の中には利用に際して、あらかじめ金融機関から県担当課へ下表のとおり協議が必要な制度融資がありますので所定の手続きにより協議してください。 富山県：電話 076(431)4111

融 資 制 度 名	取扱金融機関	貸付協議要 県担当課	認 定 書 等
設備投資促進資金	全金融機関	経営支援課	
I T推進資金	全金融機関	経営支援課	
バイオ・深層水関連産業資金	全金融機関	経営支援課	
地域貢献型事業支援資金	全金融機関	経営支援課	商工会議所、商工会の認定書
創業・ベンチャー支援資金	全金融機関	経営支援課	研究開発等ベンチャー資金は審査委員会・認定委員会の認定
新技術研究開発支援資金	全金融機関	経営支援課	
地域資源活用・農商工連携推進資金	全金融機関	経営支援課	
環境施設整備資金	全金融機関	環境政策課	
商業活性化資金	全金融機関	経営支援課	
観光旅館施設整備資金	全金融機関	観 光 課	
薬業振興資金	全金融機関	くすり政策課	
小口事業資金	指定金融機関		運転資金7年については、商工会議所、商工会、支援センターの経営指導依頼書
地域産業対策資金	全金融機関		商工会議所、商工会の認定書（経済変動の場合は、市町村長の認定書）
企業再生支援資金	全金融機関	経営支援課	
緊急経営改善資金	全金融機関		商工会議所、商工会の認定書及び実施計画書
事業承継支援資金	全金融機関	経営支援課	
海外市場開拓支援資金	全金融機関	経営支援課	

索引（資金使途別）

〈運転資金・設備資金〉 どちらにも

従業員20人（商業、サービス業5人）以下の企業に	県小口事業資金保証	22
	小口事業資金保証	10
	小口零細企業保証	10
従業員20人（商業、サービス業5人）以下の企業の無担保・無保証人制度	無担保無保証人保証	10
反復・継続してご利用になれる経営安定資金に	事業者カードローン当座貸越根保証	10
	当座貸越根保証	10
運転15年、設備20年の超長期資金の調達に	長期経営資金保証	10
将来の緊急的な資金調達に	予約保証	10
風俗営業飲食業の近代化に	風俗営業飲食業保証	10
地域貢献のために	県地域貢献型事業支援資金保証	18
医薬品の配置販売業者、製造業者に	県薬業振興資金保証	20
	(家庭薬振興資金・和漢薬開発促進資金・薬業基盤強化資金)	
経営の改善に取り組むために	県企業再生支援資金保証	20
存続見通しが見つからない中小企業からの事業の承継に	県事業承継支援資金保証	22
高岡市内の中小企業者の事業資金	高岡市中小企業振興資金保証	24
射水市内の中小企業者の事業資金	射水市振興資金保証	26
*新分野への進出、新商品の開発等に		
新分野への進出に	県創業・ベンチャー支援資金保証	18
ITの推進に	県IT推進資金保証	18
バイオテクノロジーの活用	県バイオ・深層水関連産業支援資金保証	18
地域資源の活用や農工商等の連携	県地域資源活用・農工商連携推進資金保証	18
新技術、新製品の研究開発等に	県新技術研究開発支援資金保証	18
	高岡市ものづくり支援資金保証	26
*海外市場の開拓に		
海外での直接事業・合併事業等に	県海外市場開拓支援資金保証	22
*独立開業（創業）に		
個人創業・新企業設立に	創業等関連保証	10
	創業関連保証	10
	県創業・ベンチャー支援資金保証	18
富山市内での独立開業（創業）に	富山市創業者支援資金保証	24
高岡市内での独立開業（創業）に	高岡市創業者支援資金保証	26
魚津市内での独立開業に	魚津市独立開業資金保証	26
*再起業する際の資金調達に		
再起業に取り組むために	再挑戦支援資金保証	10
*東日本大震災により経営上の影響を受けた企業に		
設備等の復旧・資金繰りの安定に	県経済変動対策緊急融資保証	20
	(東日本大震災特別枠)	
	県薬業振興資金保証(東日本大震災特別資金)	20
	富山市緊急経営基盤安定資金保証	24
	(東日本大震災対策支援特別枠 一般枠・薬業振興枠)	

(次の資金使途に該当する場合、一般保証とは別枠でご利用になれます。)

[別枠保証]

私募債による資金調達に	中小企業特定社債保証	12
中小企業の経営の安定に	経営安定関連保証	12
商店街の設備、店舗の集団化、共同店舗等の整備事業に	中小小売商業関連保証	12

(次の資金使途に該当する場合、一般保証とは別枠でご利用になれます。)

[別枠保証]

観光、特定地域商工業の振興に	地域伝統芸能等関連保証	12
流通業務の効率化に	流通業務総合効率化関連保証	12
労働力の確保に	労働力確保関連保証	12
中心市街地の整備改善、商業活性化推進に	中心市街地商業等活性化関連保証	12
特定業種の経営基盤強化計画に	経営基盤強化関連保証	12
企業立地等による産業集積に	地域産業集積関連保証	12
地域産業資源の活用に	地域産業資源活用事業関連保証	12
海外での直接事業、合併事業等に	海外投資関係保証	12
	特定信用状関連保証	14
下請中小企業の振興のために	下請振興関連保証	14
事業の再建に取り組むために	事業再生保証	14
	事業再生円滑化関連保証	14
新商品・新技術の開発に	新事業開拓保証	14
売掛債権・棚卸資産を担保とした資金調達に	流動資産担保融資保証	14
特定補助金等に係る成果利用に	特定新技術事業活動関連保証	14
経営資源の効率的な活用に	経営資源活用関連保証	14
新商品の開発等による経営革新に	経営革新関連保証	14
発電用施設周辺地域の産業振興のために	周辺地域整備関連保証	14
新連携事業に	異分野連携新事業分野開拓関連保証	14
特定研究開発等計画に従って行われる事業（ものづくり）のために	特定研究開発等関連保証	14
経営の承継に	経営承継関連保証	16
農林漁業者との連携に	農商工等連携事業関連保証	16
支払債務の保証に	一括支払契約保証	16
承継事業者の事業再生に	中小企業承継事業再生関連保証	16
商店街の活性化に	商店街活性化事業関連保証	16
*東日本大震災により経営上の影響を受けた企業に		
事業の再建に	災害関係保証	16
事業の再建・経営の安定に	東日本大震災復興緊急保証	16

[特定保証]

破綻金融機関等と取引がある中堅企業の事業資金	中堅企業（破綻金融機関等関連）特別保証	16
中小企業の再生支援に取り組むために	特定中小企業再生支援関連保証	16
商店街の振興、発展を支援するために	商店街整備等支援関連保証	16
伝統的工芸品産業の振興を支援するために	伝統的工芸品支援関連保証	16
小規模事業者の基盤施設整備等を行うために	小規模事業者支援関連保証	16
中心市街地の整備改善等を行うために	中心市街地商業等活性化支援関連保証	16
農林漁業者との連携に	農商工等連携支援関連保証	16
商店街活性化のために	商店街活性化支援関連保証	16

〈運転資金〉 商品の仕入れ、手形の決済、経費の支払いなどに

事業の多角化、合理化、拡大を行うための資金	県事業活性化促進資金保証	22
従業員50人（商業、サービス業20人）以下の短期資金に	県小規模企業等経営支援短期資金保証	22
富山市内の中小企業者の方の運転資金	富山市運転資金保証	24

***各種の経営安定資金**

売上減少等対策に	県地域産業対策資金保証	20
	県経済変動対策緊急融資保証	20
	富山市経営安定資金保証	24
	高岡市景気対応緊急資金保証	24

〈運転資金〉商品の仕入れ、手形の決済、経費の支払いなどに

売上減少等対策に	射水市経営支援資金保証	26
	氷見市経営安定資金保証	26
取引先の倒産対応に	県連鎖倒産防止資金保証	20
	富山市経営安定資金保証	24
商工調停士の指導による経営安定に	県地域産業対策資金保証	20
資金繰りの安定に	県緊急経営改善資金保証	22
	富山市緊急経営基盤安定資金保証	24
	高岡市緊急経営基盤改善資金保証	26
	射水市緊急経営改善資金保証	26
	氷見市緊急経営改善資金保証	26
円高対策に	県経済変動対策緊急融資保証(円高対策枠)	20
	富山市緊急経営基盤安定資金保証(円高対策特別枠)	24

*東日本大震災により経営上の影響を受けた企業に

設備等の復旧・資金繰りの安定に	高岡市景気対応緊急資金保証(東日本大震災特別枠)	24
	射水市経営支援資金保証(東北地方太平洋沖地震特別枠)	26

〈設備資金〉工場、店舗の新改築、機械の導入などに

設備の導入に	県設備投資促進資金保証	18
少子化対策の設備導入に	県設備投資促進資金保証(少子化対策枠)	18
グリーン・イノベーションの推進に	県設備投資促進資金保証(グリーン・イノベーション推進枠)	18
医療・介護・健康分野イノベーションの推進に	県設備投資促進資金保証(医療・介護・健康分野イノベーション推進枠)	18
商業、サービス業者の店舗改装に	県商業活性化資金保証	20
空き店舗への入居に	県商業活性化資金保証	20
商店街の環境整備に	県商業活性化資金保証	20
医薬品の配置販売業者の懸場帳購入に	県薬業振興資金保証(懸場帳購入資金)	20
観光旅館の施設整備に	県観光旅館施設整備資金保証	20
公害防止・エネルギー、資源の有効利用に	県環境施設整備資金保証	22

*富山市内中小企業者に

設備の導入に	富山市設備投資支援資金保証	24
新産業分野の企業促進に	富山市新産業育成支援資金保証	24
工場の新設、移転、増設に	富山市企業立地促進事業資金保証	24
中小企業者の共同化、集団化に	富山市高度化事業資金保証	24
災害からの復旧に	富山市経営安定資金保証(災害枠)	24

*高岡市内中小企業者に

設備、店舗の近代化等に	高岡市商工業活性化資金保証	26
-------------	---------------	----

*射水市内中小企業者に

省力化、情報化促進等による近代化、合理化に	射水市活性化資金保証	26
-----------------------	------------	----

*氷見市内中小企業者に

新商品開発、省力化、生産施設の新増設等に	氷見市技術改善資金保証	26
旅館、民宿の新築、増改築に	氷見市旅館・民宿業施設整備資金保証	26

〔別枠保証〕(次の資金使途に該当する場合、一般保証とは別枠でご利用になれます。)

省エネ施設の設置、改善に	エネルギー対策保証	12
	エネルギー使用合理化活動関連保証	12
公害防止施設の設置に	公害防止保証	12
再生資源利用、特定フロン等使用設備、改善に	特定事業活動等関連保証	12

1. 一般保証

- ・保証料率の欄に別表1と記載のある場合は、29頁をご覧ください。
- ・次に該当する場合は、それぞれ0.1%引き下げます。
- ① 「中小企業会計」に準拠して決算書を作成している次のいずれかの場合
 - ア. 「中小企業の会計に関する指針」の適用状況についての公認会計士又は税理士による確認書類の添付がある場合
 - イ. 会計参与設置会社の場合
- ②有担保保証の場合（条件変更対応保証は除く。）

制度の名称 (略称)	対象資金等	資金用途	保証限度額	保証期間 (うち据置期間)	融資利率	責任共有保証料率 (年率%)	担保	取扱金融機関	申込受付窓口
普通保証 (普通)	中小企業者の事業資金	運転資金 設備資金	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	定めなし	金融機関 所定利率	0.45~1.90 別表1	必要に応じ	全金融機関	金融機関
当座貸越 (貸付専用型) 根保証 (当座貸越A)	反復継続して安定的に必要なときの事業資金	運転資金 設備資金	100万円以上 2億8,000万円以内	1年もしくは2年 (更新4年以内)	金融機関 所定利率	0.39~1.62 別表1 (特殊保証)	原則として 5,000万円 超は有担保	覚書締結 金融機関	金融機関
事業者カードローン 当座貸越根保証 (カードA)	反復継続して安定的にカードにより借入できる 事業資金	運転資金 設備資金	100万円以上 2,000万円以内	1年もしくは2年 (更新4年以内)	金融機関 所定利率	0.39~1.62 別表1 (特殊保証)	原則不要	覚書締結 金融機関	金融機関
長期経営資金保証 (長期経営)	堅実に経営を営み長期的展望を持つ中小企業者 の長期経営資金	運転資金 設備資金	2,000万円以上 2億円以内	運転資金 3年以上15年以内 設備資金 3年以上20年以内	金融機関 所定利率	0.45~1.90 別表1	原則要	全金融機関	金融機関
根保証 (根保証)	反復継続して貸付・割引が必要なときの事業 資金	運転資金	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	1年以内	金融機関 所定利率	割引 0.39~1.62 貸付 0.45~1.90 別表1 (特殊保証)	必要に応じ	全金融機関	金融機関
商業手形割引 簡易極度保証 (簡易極度)	2通以上の手形割引を必要とするときの簡易 保証	運転資金	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	最終の手形期日	金融機関 所定利率	0.39~1.62 別表1 (特殊保証)	必要に応じ	全金融機関	金融機関
小口事業資金保証 (一般小口)	従業員20人(商業・サービス業5人)以下の小 規模事業者の事業資金	運転資金 設備資金	1,250万円 (他の同様な小規模事業者 向け保証債務残高を含む)	5年以内	金融機関 所定利率	0.45~1.90 別表1	原則不要	全金融機関	金融機関
無担保保証 (特別小口)	源泉徴収による所得税以外の所得税等を完納 している小規模事業者の事業資金	運転資金 設備資金	1,250万円 (既保証債務残高を含む)	5年以内	金融機関 所定利率	特別小口保険の要件を 満たす場合は 0.70 保証債務残高が50万円 を超えない場合 0.60 (責任共有対象外)	不要	全金融機関	金融機関
小口零細 業保証 (全国小口)	従業員20人(商業・サービス業5人)以下の小 規模事業者の事業資金	運転資金 設備資金	貸付限度額 1,250万円 (既保証債務残高を含む)	5年以内	金融機関 所定利率	0.50~2.20 (責任共有対象外) 別表1	原則不要	全金融機関	金融機関
追認保証 (追認)	緊急に必要な事業資金	運転資金 設備資金	500万円 (現残高 2,000万円以内)	4年以内	金融機関 所定利率	0.45~1.90 別表1	原則不要	覚書締結 金融機関	金融機関
予約保証 (予約)	将来の緊急的な事業資金	運転資金 設備資金	2,000万円	5年以内	金融機関 所定利率	0.60~1.90 別表1	必要に応じ	全金融機関	金融機関
条件変更対応保証 (条変対応)	日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫又は 商工組合中央金庫による貸付等及び信用保証協 会による保証の利用がない中小企業者の返済負 担の軽減を図るために必要な借換資金	運転資金 (借換のみ)	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	延長含め、最長 3年間	金融機関所 定利率(ただ し、借換対象貸 付より低い利 率)	0.88	借換対象貸 付にかかる 担保と同一 条件	覚書締結 金融機関	金融機関
風俗営業飲食業 保 (風俗飲食業)	風俗営業飲食業の衛生基準を高め、近代化を促 進するための事業資金 ----- 特例風俗営業飲食業者の事業資金	運転資金 (振興計画資金) 設備資金 (車両を除く)	2,000万円 (協調融資先の日本政策 金融公庫の貸付金額以内) ----- 日本政策金融公庫の 貸付限度額以内	7年以内	金融機関 所定利率	0.45~1.90 別表1	必要に応じ	全金融機関	金融機関
創業等関連保証 (創業等関連)	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に 基づいて、個人が創業または新たに企業を設立し て行う事業の実施に必要な資金	運転資金 設備資金	個人・会社 1,500万円 〔但し、創業等関連保証、創業関連保証及び 再挑戦支援保証、並びに一般分に係る無担保 保険の成立分を含めて8,000万円以内〕	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80 (責任共有対象外)	不要	全金融機関	金融機関
創業関連保証 (創業関連)	産業活力再生特別措置法に基づいて、個人が創 業または新たに企業を設立して行う事業の実施 に必要な資金	運転資金 設備資金	個人・会社 1,000万円 〔但し、創業関連保証及び再挑戦支援保証の 合計額 また、創業関連保証及び再挑戦支援保証、 創業等関連保証、並びに一般分に係る無担保 保険の成立分を含めて8,000万円以内〕	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80 (責任共有対象外)	不要	全金融機関	金融機関
再挑戦支援保証 (再挑戦支援)	過去に経営状況の悪化により事業を廃業もしくは、 会社を解散した経験を有する創業者で、当該事業 廃止の日又は解散の日から5年を経過する前に保 証委託申込を行ったもの	運転資金 設備資金	個人・会社 1,000万円 〔但し、創業関連保証及び再挑戦支援保証の 合計額 また、創業関連保証及び再挑戦支援保証、 創業等関連保証、並びに一般分に係る無担保 保険の成立分を含めて8,000万円以内〕	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80 (責任共有対象外)	不要	全金融機関	金融機関

2. 特別保証(一般保証の別枠)

- ・保証料率の欄に別表1と記載のある場合は、29頁をご覧ください。
- ・次に該当する場合は、それぞれ0.1%引き下げます。
- ① 「中小企業会計」に準拠して決算書を作成している次のいずれかの場合
 - ア.「中小企業の会計に関する指針」の適用状況についての公認会計士又は税理士による確認書類の添付がある場合
 - イ.会計参与設置会社の場合
- ②有担保保証の場合(流動資産担保は除く。)

制度の名称(略称)	対象資金等	資金用途	保証限度額	保証期間(うち据置期間)	融資利率	責任共有保証料率(年率%)	担保	取扱金融機関	申込受付窓口
(注1) 災害関係保証(東日本大震災に係る)	経営の安定に必要な資金 (市町村長の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円 経営安定関連保証6号認定の場合 3億8,000万円 (組合 4億8,000万円)(注1,2)	定めなし	金融機関 所定利率	(1号~6号) 0.80 (7号~8号) 0.68	必要に応じ	全金融機関	金融機関
(注2) 経営安定関連保証、 災害関係保証(東日本大震災に係るものに限る。)及び 東日本大震災復興緊急保証を合わせて 5億6,000万円(組合9億6,000万円)	公害防止施設の設定資金 (経済産業局長または県知事の認定)	設備資金	5,000万円 (組合 1億円)	定めなし	金融機関 所定利率	0.85	必要に応じ	全金融機関	金融機関
	国の指定する省エネ施設、石油代替エネルギー施設の設定改善資金 (所定の計画)	設備資金	2億円 4億円 (組合)	定めなし	金融機関 所定利率	0.85	必要に応じ	全金融機関	金融機関
	特定事業活動計画に基づく、工場または事業場におけるエネルギーの使用の合理化措置に必要な資金 (エネルギー対策保証の対象資金であるもの) (県知事の承認)	設備資金	4億円 8億円 (組合) (エネルギー対策保証)を含む	定めなし	金融機関 所定利率	0.85	必要に応じ	全金融機関	金融機関
	海外での直接事業又は合弁事業に要する資金	運転資金 設備資金	2億円 4億円 (組合)	定めなし	金融機関 所定利率	0.85	原則要	全金融機関	金融機関
	雇用管理の改善計画に基づく、雇用管理の改善事業を実施するために必要な資金 (県知事の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円 4億8,000万円 (組合)	定めなし	金融機関 所定利率	0.68	必要に応じ	全金融機関	金融機関
(注3) 新事業開拓保証及び 新事業開拓保証の要件を備える他の 制度を含む。	県知事の承認を受けた企業立地計画又は事業高度化計画に従って事業を行うものに必要な資金 (県知事の承認)	運転資金 設備資金	2億8,000万円 4億8,000万円 (組合)	定めなし	金融機関 所定利率	0.68	必要に応じ	全金融機関	金融機関
	主務大臣の認定を受けた地域産業資源計画に従って事業を行うものに必要な資金 (主務大臣の認定)	運転資金 設備資金	個人・会社 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	5年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.68 (無担保で保証債務残高が5,000万円以下 0.68)	8,000万円超は原則として有担保とする 流動資産担保融資保証は、 流動資産のみを担保とする	全金融機関	金融機関
	新事業開拓保証の要件を備えるもの		個人・会社 4億円 組合等 6億円 (注3)	7年以内(1年以内)					
(注4) 流動資産担保融資保証及び流動資産担保融資保証の要件を備える他の制度を含む。	流動資産担保融資保証の要件を備えるもの		2億円 (保証割合80%) (注5)	1年 (但し、個別保証の場合は1年以内)					
	高度化事業計画に基づく、商店街の整備、店舗の集団化等の整備事業を実施するために必要な資金 (県知事の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円 4億8,000万円 (組合)	定めなし	金融機関 所定利率	0.68	必要に応じ	全金融機関	金融機関
	特定事業活動計画に基づく、再生資源・再生部品の利用に資する設備、特定フロン等設備の設置・改善に必要な資金 (県知事の承認)	設備資金	2億8,000万円 4億8,000万円 (組合)	定めなし	金融機関 所定利率	0.85	必要に応じ	全金融機関	金融機関
	地域伝統芸能等の特徴を活用した製品の製造等に 必要な資金 (市長村長の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円 4億8,000万円 (組合)	定めなし	金融機関 所定利率	0.68	必要に応じ	全金融機関	金融機関
	流通業務の効率化計画に基づく、流通業務の効率化を図るための事業の実施に必要な資金 (主務大臣の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円 4億8,000万円 (組合)	5年以内(1年以内) 7年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.68	必要に応じ	全金融機関	金融機関
	中心市街地の整備改善、商業等の活性化の推進を実施するために必要な資金 (主務大臣の認定書)	運転資金 設備資金	2億8,000万円 2億8,000万円 (組合 4億8,000万円) 一般社団法人等 特 定 会 社	定めなし	金融機関 所定利率	0.68	必要に応じ	全金融機関	金融機関
(注5) 経営安定関連保証を除く特別保証(限度額2億8,000万円のもの)及び一般保証を 合わせて5億円(一括支払契約保証も利用している場合は、 10億円)	将来の経営革新に寄与する経営基盤の強化を行う事業に必要な資金 (主務大臣の承認)	運転資金 設備資金	2億8,000万円 4億8,000万円 (組合)	5年以内(1年以内) 7年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.68	必要に応じ	全金融機関	金融機関
	中小企業者の発行する社債(私募債)に対する保証	運転資金 設備資金	社債発行額 3,000万円~5億6,000万円 保証割合80% (注5)	2年以上 7年以内	(支払金利)発行体 所定利率	0.45~1.90 別表1	必要に応じ	覚書締結 金融機関	金融機関

※責任共有外保証料率につきましては、29頁別表1をご覧ください。
※連帯保証人につきましては、28頁をご覧ください。

組合については、組合の種類によって限度額が個人・会社と同一である場合や、ご利用になれない保証があります。

- ・保証料率の欄に別表1と記載のある場合は、29頁をご覧ください。
- ・次に該当する場合は、それぞれ0.1%引き下げます。
- ① 「中小企業会計」に準拠して決算書を作成している次のいずれかの場合
 - ア. 「中小企業の会計に関する指針」の適用状況についての公認会計士又は税理士による確認書類の添付がある場合
 - イ. 会計参与設置会社の場合
- ②有担保保証の場合（流動資産担保は除く。）

制度の名称 (略称)	対象資金等	資金用途	保証限度額	保証期間 (うち据置期間)	融資利率	責任共有保証料率 (年率%)	担保	取扱金融機関	申込受付窓口
流動資産担保融資保証 (ABL根) (ABL個)	売掛債権、棚卸資産を担保とした融資に対する保証 但し、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る	運転資金 設備資金	2億円 (ただし、本制度の融資限度額は2億5,000万円 保証割合80%)	根保証 1年 個別保証 1年以内	金融機関 所定利率	0.68	流動資産 ただし、個別保証の場合は 売掛債権	全金融機関	金融機関
下請振興関連保証 (下請振興根) (下請振興個)	主務大臣の承認を受けた下請中小企業の振興に関する計画に従って振興事業を行うために必要な事業資金 (主務大臣の承認)	運転資金 設備資金	2億円 (ただし、本制度の融資限度額は2億5,000万円 保証割合80%)	根保証 1年 個別保証 1年以内	金融機関 所定利率	0.56	売掛債権	全金融機関	金融機関
新事業開拓保証 (新事業開拓)	新商品、新技術の研究開発、企業化のための資金、需要の開拓等に必要な資金 (所定の認定)	運転資金 設備資金	2億円 (組合 4億円) (注1)	定めなし	金融機関 所定利率	0.85 (無担保で保証債務残高が 5,000万円以下 0.68)	原則要	全金融機関	金融機関
特定新技術事業活動関連保証 (特定新技術)	主務大臣が定める特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金 (所定の認定)	運転資金 設備資金	3億円 (組合 6億円) うち無担保7,000万円 うち無担保無保証人 2,000万円 (注1)	運転資金 5年以内(1年以内) 設備資金 7年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.85 (無担保保証 0.68 無担保無保証人保証 1.10)	必要に応じ (無担保無保証人保証、無担保保証は不要)	全金融機関	金融機関
経営資源活用関連保証 (経営資源活用)	経営資源の効率的な活用を通じて生産性の向上を実現するために、新事業の開拓を行う方の事業資金 新事業開拓保証の要件を備えるもの	運転資金 設備資金	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円) 3億円 (組合 6億円) (注1)	運転資金 5年以内(1年以内) 設備資金 7年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.68 0.85 (無担保で保証債務残高が 5,000万円以下 0.68)	必要に応じ	全金融機関	金融機関
経営革新関連保証 (経営革新)	中小企業経営革新支援法に規定する経営革新計画の承認を受けた方の事業資金 (主務大臣又は県知事の承認) 新事業開拓保証の要件を備えるもの	運転資金 設備資金	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円) 3億円 (組合 6億円) (注1)	運転資金 5年以内(1年以内) 設備資金 7年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.68 0.85 (無担保で保証債務残高が 5,000万円以下 0.68)	必要に応じ	全金融機関	金融機関
周辺地域整備関連保証 (周辺地域整備)	発電用施設の設置が予定されている区域住民の生活の利便性向上および産業の振興に寄与する事業計画を行うために必要な資金 (県知事の認定) 新事業開拓保証の要件を備えるもの	運転資金 設備資金	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円) 3億円 (組合 6億円) (注1)	定めなし	金融機関 所定利率	1.15 0.85 (無担保で保証債務残高が 5,000万円以下 0.68)	必要に応じ	全金融機関	金融機関
異分野連携新事業分野開拓関連保証 (異分野 異分野流動根 異分野流動個)	異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる事業に必要な資金 (主務大臣の認定) 新事業開拓保証の要件を備えるもの 流動資産担保融資保証の要件を備えるもの	運転資金 設備資金	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円) 4億円 (組合 6億円) (注1) 2億円 (保証割合80%) (注2)	運転資金 5年以内(1年以内) 設備資金 7年以内(1年以内) 根保証 1年 個別保証 1年以内	金融機関 所定利率	0.68 0.85 (無担保で保証債務残高が 5,000万円以下 0.68) 0.56	必要に応じ 流動資産	全金融機関	金融機関
特定研究開発等関連保証 (特定研究開発)	特定研究開発等計画に従って行われる事業に必要な資金 (主務大臣の認定) 新事業開拓保証の要件を備えるもの	運転資金 設備資金	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円) 3億円 (組合 6億円) (注1)	運転資金 5年以内(1年以内) 設備資金 7年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.68 0.85 (無担保で保証債務残高が 5,000万円以下 0.68)	必要に応じ	全金融機関	金融機関
事業再生保証 (DIP)	民事再生手続き又は会社更生手続きを申立てた中小企業者であって、再生計画認可後3年を経っていない、かつ再生計画を完遂していない中小企業者の事業資金	運転資金 設備資金	2億円	10年以内	金融機関 所定利率	2.20 (責任共有対象外)	必要に応じ	全金融機関	金融機関
事業再生円滑化関連保証 (事業再生円滑化)	金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次の①及び②のいずれかに該当する中小企業者の事業資金 ①特定認証紛争解決手続によって事業再生を図ろうとするもの ②特定支援機関の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとするもの	運転資金 設備資金	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円) (保証割合80%) 特別小口保険が成立する場合 保証割合100%	3年以内	金融機関 所定利率	1.76 0.7 (責任共有対象外)	必要に応じ	全金融機関	金融機関
特定信用状関連保証 (特定L/C)	外国法人と経営を実質的に支配していると認められる省令要件を満たす関係にある中小企業者の事業の振興に必要な事業資金	当該中小企業者の企業振興に必要なものに限る	2億円 (組合 4億円) (保証割合80%)	1年以内	金融機関 所定利率	0.45~1.90 別表1	必要に応じ	約定締結 金融機関	金融機関

(注1)
新事業開拓保証及び新事業開拓保証の要件を備える他の制度を含む。

(注2)
流動資産担保融資保証及び流動資産担保融資保証の要件を備える他の制度を含む。

※責任共有外保証料率につきましては、29頁別表1をご覧ください。
※連帯保証人につきましては、28頁をご覧ください。

組合については、組合の種類によって限度額が個人・会社と同一である場合や、ご利用になれない保証があります。

- ・保証料率の欄に別表1と記載のある場合は、29頁をご覧ください。
- ・次に該当する場合は、それぞれ0.1%引き下げます。
- ① 「中小企業会計」に準拠して決算書を作成している次のいずれかの場合
 - ア. 「中小企業の会計に関する指針」の適用状況についての公認会計士又は税理士による確認書類の添付がある場合
 - イ. 会計参与設置会社の場合
- ②有担保保証の場合（流動資産担保は除く。）

- (注1) 災害関係保証(東日本大震災に係るものに限る。)及び経営安定関連保証を合わせて2億8,000万円*(組合4億8,000万円)
※ 経営安定関連保証6号認定の場合3億8,000万円
- (注2) 経営安定関連保証及、災害関係保証(東日本大震災に係るものに限る。)及び東日本大震災復興緊急保証を合わせて5億6,000万円(組合9億6,000万円)
- (注3) 新事業開拓保証及び新事業開拓保証の要件を備える他の制度を含む。
- (注4) 流動資産担保融資保証及び流動資産担保融資保証の要件を備える他の制度を含む。
- (注5) 経営安定関連保証を除く特別保証(限度額2億8,000万円のもの)、中小企業特定社債保証及び一般保証を含み10億円

制度の名称(略称)	対象資金等	資金用途	保証限度額	保証期間(うち据置期間)	融資利率	責任共有保証料率(年率%)	担保	取扱金融機関	申込受付窓口
災害関係保証(災害)	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき激甚災害指定された災害により直接的な被害を受けた企業の事業再建資金(市町村長の罹災証明)	運転資金 設備資金	2億8,000万円 (組合4億8,000万円) (注1,2)	定めなし	金融機関 所定利率	0.8 (責任共有対象外)	必要に応じ	全金融機関	金融機関
東日本大震災復興緊急保証(震災緊急)	東日本大震災により著しい被害を受けた企業に係る事業再建資金及び経営の安定に必要な資金(市町村長の罹災証明又は認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円 (組合4億8,000万円) (注2)	10年以内 (2年以内)	金融機関 所定利率	0.7 (責任共有対象外)	必要に応じ	全金融機関	金融機関
経営承継関連保証(経営承継関連)	経営を承継する場合に必要な資金(主務大臣の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円	運転10年以内 設備15年以内	金融機関 所定利率	0.45~1.90 別表1	必要に応じ	全金融機関	金融機関
農商工等連携事業関連保証 (農商工連携 農商工連携流根 農商工連携流個)	農商工等連携事業計画に基づく、農商工等連携事業の実施に必要な資金(主務大臣の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	定めなし	金融機関 所定利率	0.68	8,000万円超は原則として有担保とする	全金融機関	金融機関
	新事業開拓保証の要件を備えるもの		4億円 (組合6億円) (注3)			0.85 (無担保で保証債務残高が5,000万円以下 0.68)			
	流動資産担保融資保証の要件を備えるもの		2億円 (保証割合80%) (注4)			根保証 1年 個別保証 1年以内			
一括支払契約保証(一括支払契約)	中小企業者の支払債務の保証	運転資金 設備資金	10億円 (保証割合70%以下) (注5)	1年以内	金融機関 所定利率	0.5~2.20 別表1 中小企業会計割引なし	必要に応じ	銀行、信用金庫等中小企業信用保証法施行令第1条の6に規定する金融機関等	金融機関
中小企業承継事業再生関連保証(承継事業再生)	承継事業者が中小企業承継事業再生を実施するために必要な事業資金(主務大臣の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	10年以内	金融機関 所定利率	0.45~1.90 別表1	必要に応じ	全金融機関	金融機関
商店街活性化事業関連保証(商店街活性化)	商店街活性化事業計画に基づく商店街活性化事業の実施に必要な資金(主務大臣の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	運転資金 5年以内(1年以内) 設備資金 7年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.68	8,000万円超は原則として有担保とする	全金融機関	金融機関

3. 特定保証

制度の名称(略称)	対象資金等	資金用途	保証限度額	保証期間(うち据置期間)	融資利率	責任共有保証料率(年率%)	担保	取扱金融機関	申込受付窓口
伝統的工芸品支援関連保証(伝統工芸支援)	支援計画に基づく、伝統的工芸品産業の振興を支援するために必要な資金(経済産業大臣の認定)	運転資金 設備資金	一般社団法人等 2億8,000万円	定めなし	金融機関 所定利率	1.15	必要に応じ	全金融機関	金融機関
小規模事業者支援関連保証(小規模支援)	基盤施設計画または連携計画に基づく、基盤施設事業または連携事業の実施に必要な資金(経済産業大臣の認定)	運転資金 設備資金	一般社団法人等 2億8,000万円	定めなし	金融機関 所定利率	1.15	必要に応じ	全金融機関	金融機関
商店街整備等支援関連保証(商店街整備支援)	商店街整備等支援計画に基づく、高度化事業の実施に必要な資金(県知事の認定)	運転資金 設備資金	一般社団法人等 2億8,000万円	定めなし	金融機関 所定利率	1.15	必要に応じ	全金融機関	金融機関
農商工等連携支援関連保証(農商工支援)	農商工等連携支援事業計画に基づく、農商工等連携支援事業の実施に必要な資金(主務大臣の認定)	運転資金 設備資金	一般社団法人等 2億8,000万円	定めなし	金融機関 所定利率	1.15	必要に応じ	全金融機関	金融機関
商店街活性化支援関連保証(商店街支援)	商店街活性化支援事業計画に基づく、商店街活性化支援事業の実施に必要な資金(主務大臣の認定)	運転資金 設備資金	一般社団法人等 2億8,000万円	定めなし	金融機関 所定利率	1.15	必要に応じ	全金融機関	金融機関
中心市街地商業等活性化支援関連保証(市街地支援)	中心市街地の整備改善、商業の活性化の推進を実施するために必要な資金(主務大臣の認定)	運転資金 設備資金	一般社団法人等 特定会社 5億6,000万円	定めなし	金融機関 所定利率	0.68	必要に応じ	全金融機関	金融機関
中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証(中堅企業)	破綻金融機関等と取引を行っていたために、資金調達に支障が生じている中堅企業者(注6)の事業資金(県知事の認定)	運転資金 設備資金	無担保 1億円 普通 5億円 (既保証債務残高を含む)	運転資金 5年以内(1年以内) 設備資金 7年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.75 無担保 0.65 (責任共有対象外)	無担保は不要 普通は必要に応じ	全金融機関	金融機関
特定中小企業再生支援関連保証(特定再生支援)	特定中小企業再生支援事業を行う認定支援機関が支援事業を行うために必要な資金	運転資金 設備資金	認定支援機関 2億8,000万円	定めなし	金融機関 所定利率	1.15	必要に応じ	全金融機関	金融機関

- (注6) 中堅企業者
資本金5億円未満
で中小企業者でない企業

※責任共有外保証料率につきましては、29頁別表1をご覧ください。
※連帯保証人につきましては、28頁をご覧ください。

組合については、組合の種類によって限度額が個人・会社と同一である場合や、ご利用になれない保証があります。

4. 富山県制度融資保証

・保証料率の欄に別表2と記載のある場合は、29頁をご覧ください。
 (1) 次のいずれかに該当する場合は、それぞれ0.1%引き下げます。
 「中小企業会計」に準拠して決算書を作成している次のいずれかの場合
 ア. 「中小企業の会計に関する指針」の適用状況についての公認会計士又は税理士による確認書類の添付がある場合
 イ. 会計参与設置会社の場合

技術力向上等

制度の名称(略称)	対象資金等	貸付限度額(万円)	保証期間(うち据置期間)	融資利率(年率%)	責任共有保証料率(年率%)	担保	取扱金融機関	申込受付窓口	
設備投資促進資金保証 (県設備促進 県少子化対策 県グリーン推進 県医療介護推進)	県内に事業所を有し、1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者であって、事業用の設備の導入に要する資金(県知事の利用承認)	設備資金 5,000 (運転資金 1,000)	運転資金 5年以内 (1年以内) 設備資金 7年以内 (1年以内)	1.90	0.35~1.05 別表2	必要に応じ	全金融機関	金融機関	
	設備投資に伴い、建物(土地)を同時に取得する場合(県知事の利用承認)	設備資金 1億円 (運転資金 1,000)	10年以内 (1年以内)						
	(少子化対策枠) 子育て支援に関する環境整備に要する資金(県知事の利用承認)	設備資金 3,000	7年以内 (1年以内)						
	(グリーン・イノベーション推進枠) 新エネルギー・資源有効活用にかかる装置・部品等の製造を行う者の、その製造にかかる設備の導入に要する資金(県知事の利用承認)	設備資金 1億円 (運転資金 1,000)	運転資金 5年以内 (1年以内) 設備資金 10年以内 (1年以内)						
	(医療・介護・健康分野イノベーション推進枠) 医療・介護関連分野にかかる製造業者(以下の事業の売上高が、全体の1/4以上) ・医薬品・医薬部外品製造業 ・医薬品関連製造業 ・医工連携・産学連携等による革新的医療機器・介護機器の開発・製造業 ・創薬・再生医療に関するバイオベンチャー ・ほくりく健康創造クラスターの成果を活かした新製品等開発・製造(県知事の利用承認)	設備資金 1億円 (運転資金 1,000)	運転資金 5年以内 (1年以内) 設備資金 10年以内 (1年以内)						
創業・ベンチャー	IT推進資金保証 (県IT推進枠)	設備資金 1億円 (運転資金 1,000) ※ホームページ、データベース、ソフトウェアの製作(県知事の利用承認)	設備資金 10年以内 (1年以内) (運転資金 5年以内 (1年以内))	1.35	0.35~1.05 別表2	必要に応じ	全金融機関	金融機関	
	バイオ・深層水関連産業支援資金保証 (県バイオ等)	バイオテクノロジー、富山湾深層水活用の新製品開発・製造のための資金(県知事の利用承認)	設備資金 5,000 (運転資金 1,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) (運転資金 5年以内 (1年以内))	1.35	0.35~1.05 別表2			必要に応じ
	地域貢献型事業支援資金保証 (県地域貢献 県貢献創業等 県貢献創業)	地域貢献型事業を行うための資金(商工会議所または商工会の認定)(県知事の利用承認)	運転資金 2,000 設備資金	運転資金 5年以内 (1年以内) 設備資金 7年以内 (1年以内)	1.65	0.35~1.05 別表2			必要に応じ
		これから創業するための資金(商工会議所または商工会の認定)(創業等関連保証および創業関連保証の要件を備えるもの)(県知事の利用承認)	上記を含み創業等関連保証の要件 運転資金 1,500 設備資金 創業関連保証の要件 運転資金 1,000(注) 設備資金						
	創業・ベンチャー支援資金保証	◎創業1年未満の方の事業資金(県知事の利用承認)	運転資金 設備資金 3,000	運転資金 5年以内 (1年以内) 設備資金 7年以内 (1年以内)	1.65	0.70 〔創業関連又は創業等関連保証を利用しない場合 0.60〕			不要 〔創業関連又は創業等関連保証を利用しない場合は、必要に応じ〕
		これから創業するための資金(県知事の利用承認)(創業等関連保証、創業関連保証所定の事業計画書) (46保険(県創業・創業等) 51保険(県創業・創業))	上記を含み創業等関連保証の要件 運転資金 1,500 設備資金 1,000(注) 創業関連保証の要件 運転資金 1,000(注) 設備資金						
		創造法による研究開発等事業計画の認定事業、中小企業新事業活動促進法による革新計画事業及びこれに類するもの事業資金(県知事の利用承認)(県革新等)	設備資金 1億円 (運転資金 1,500)	設備資金 10年以内 (3年以内) (運転資金 5年以内 (1年以内))	1.65	0.60			必要に応じ
		経済情勢の著しい変化等に対応するため新分野への進出を行うための資金(県知事の利用承認)(県新事業展開)	設備資金 4,000 (運転資金 1,000)	設備資金 7年以内 (1年以内) (運転資金 5年以内 (1年以内))	1.65	0.35~1.05 別表2			
		現在の事業と日本標準産業分類の細分類が異なる事業を新たに行う建設業、卸、小売業を営む者(県知事の利用承認)(県新分野)	設備資金 4,000 (運転資金 1,000)	設備資金 7年以内 (1年以内) (運転資金 5年以内 (1年以内))	1.65	0.35~1.05 別表2			
	新技術研究開発支援資金保証 (県新技術)	新技術・新製品の研究・開発資金・人材育成資金・新技術・新製品の事業化・市場化資金(県知事の利用承認)	設備資金 7,000 (運転資金 1,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) (運転資金 5年以内 (1年以内))	1.65	0.35~1.05 別表2			必要に応じ
地域資源活用・農工商連携推進資金保証 (県地域農商)	地域産業資源活用事業計画・農工商等連携事業計画にかかる事業、国の補助制度・とやま新事業創造基金の補助制度による交付決定を受けた事業を行う中小企業者(県知事の利用承認)	設備資金 7,000 (運転資金 1,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) (運転資金 5年以内 (1年以内))	1.65	0.35~1.05 別表2	必要に応じ			

(注)
 創業等関連保証および創業関連保証の要件に該当する場合、他の同要件を満たしたそれぞれの保証の債務残高を合算し、同保証それぞれの保証限度額内で取り扱う。
 創業・ベンチャー支援枠・創業者で、創業関連又は創業等関連保証を利用する場合は、責任共有対象外

・◎印はすべて保証協会の保証を必要とします。
 ・県・市制度融資保証は普通保証の内枠です。ただし、特別保証に係る認定書等があれば、普通保証とは別枠になります。
 ※連帯保証人につきましては、28頁をご覧ください。

・保証料率の欄に別表2と記載のある場合は、29頁をご覧ください。
 (1) 次のいずれかに該当する場合は、それぞれ0.1%引き下げます。
 「中小企業会計」に準拠して決算書を作成している次のいずれかの場合
 ア. 「中小企業の会計に関する指針」の適用状況についての公認会計士又は税理士による確認書類の添付がある場合
 イ. 会計参与設置会社の場合

商業の活性化に

制度の名称 (略称)	対象資金等	貸付限度額 (万円)	保証期間 (うち据置期間)	融資利率 (年率%)	責任共有保証料率 (年率%)	担保	取扱金融機関	申込受付窓口
商業・サービス業 商業活性化証 資金保証 (県商店街 県店舗近代化 県街環境整備)	商店街において、新規出店、空き店舗への出店、店舗の改装、集配センター設置を行う中小商業・サービス業者 (県知事の利用承認)	(商店街) 設備資金 5,000 運転資金 1,000	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	1.50	0.35~1.05 別表2	必要に応じ	全金融機関	金融機関
	空き店舗への出店、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者 (県知事の利用承認)	(その他) 設備資金 3,000	7年以内 (1年以内)	1.65				
	商店街整備計画に基づく環境整備を行う組合 (県知事の利用承認)	設備資金 1億円 (組合)	7年以内 (1年以内)	1.65				
観光旅館施設整備 資金保証 (県旅館整備一般 県旅館整備特別)	(一般枠) 観光旅館業者の施設整備資金 (県知事の利用承認)	設備資金 3,000	7年以内 (1年以内)	2.10	0.35~1.05 別表2	必要に応じ	全金融機関	金融機関
	(特別枠) 富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合の組合員であって施設整備に要する資金 (県知事の利用承認)	設備資金 1億円 (運転資金 1,000)	運転資金 5年以内 (1年以内) 設備資金 10年以内 (1年以内)	1.50				

特定地域の産業・
中小企業活性化に

特定地域・産業 活性化資金 薬業振興証 資金保証 (県薬配置販売 県薬製造 県薬製造試験 県薬和漢 県薬懸壺帳 県薬基盤配置(医薬品配置 業者) 県薬基盤製造(医薬品製造 業者等) 県薬業震災)	(家庭薬振興資金)				0.35~1.05 別表2	必要に応じ	全金融機関	金融機関
	医薬品の配置販売業者のための資金 (県知事の利用承認)	運転資金 500	5年以内 (1年以内)	2.10				
	医薬品の製造業者および製造販売業者のための資金 (県知事の利用承認)	運転資金 1,000	5年以内 (1年以内)	2.10				
		設備資金 3,000 (試験機械器具500)	7年以内 (1年以内) (試験機械器具5年以内 (1年以内))	2.10				
	(和漢薬開発促進資金) 和漢薬を応用した医薬品開発のための資金 (県知事の利用承認)	運転資金 2,000	5年以内 (1年以内)	2.10				
		設備資金 5,000	10年以内 (1年以内)	2.10				
(懸壺帳購入資金) 懸壺帳購入のための資金 (県知事の利用承認)	設備資金 3,000 (法人は7,000)	10年以内 (3年以内)	2.10					
(薬業基盤強化資金) 医薬品配置販売業者又は医薬品製造業者等が事業の統合や承継等により基盤強化を図るために必要な資金 (県知事の利用承認)	設備資金 5,000	設備資金 10年以内 (3年以内)	2.10					
(東日本大震災特別資金) (1) 東日本大震災により被災した医薬品配置販売業者、医薬品卸売販売業者又は医薬品製造業者等 (2) 東日本大震災により配置先を失う等の経営上の影響を受け、東日本大震災後、売上高が減少している医薬品配置販売業者又は医薬品卸売販売業者	設備資金 1億円 (運転資金8,000万円)	運転資金 7年以内 (1年以内) 設備資金 10年以内 (1年以内)	1.00	0.35~1.05 別表2 東日本大震災復興緊急保証 を利用する場合 0.7				

経営の安定、経営
基盤の充実に

経営 安定 資金 ◎地域産業対策 資金保証 (県地域産業 県地域産業指導)	売上高の減少や経常利益が赤字であるまたは突発的な事態の発生により経営の安定に支障を生じている企業の経営安定資金 (商工会議所または商工会の認定)	運転資金 5,000	7年以内 (1年以内)	1.90	0.35~1.05 別表2	必要に応じ	全金融機関	金融機関	
	商工調停士の指導による経営安定資金 (商工会議所または商工会の認定および商工会議所または県商工会連合会の推せん)	運転資金 1,500	7年以内 (1年以内)	1.90					
	◎経済変動対策 緊急融資保証 (県経済変動 県経済変動円高 県東北地震)	売上高等が減少しているなど経営の安定に支障が生じている企業の経営安定資金 (市町村長の認定)	運転資金8,000万円 (既存枠含む。)	運転資金 7年以内 (1年以内)	1.45				0.35~1.05 別表2 経営安定関連保証5号を利用する場合 0.5
		(円高対策枠) 円高の直接的な影響や、間接的な影響により、売上が減少し、かつ、当面の売上減少が見込まれる企業 (商工会議所または商工会の認定)	設備資金 1億円 (運転資金8,000万円) (既存枠含む。)	運転資金 7年以内 (1年以内) 設備資金 10年以内 (1年以内)	1.3				
		(東日本大震災特別枠) (1) 東日本大震災により被災した企業 (2) 東日本大震災により、被災した事業者と取引がある企業 (3) 特定被災区域内に事務所がある者で、震災後に売上高等が減少した企業 (4) 東日本大震災に起因して急激な取引の減少が発生したこと等により、震災後に売上高等が減少した企業 (市町村長の罹災証明又は認定)	設備資金 1億円 (運転資金8,000万円) (既存枠含む。)	運転資金 7年以内 (1年以内) 設備資金 10年以内 (1年以内)	1.45				0.35~1.05 別表2 経営安定関連保証5号、東日本大震災復興緊急保証を利用する場合 0.5
		※東日本大震災復興緊急保証を利用する場合 運転資金は既存枠とは別枠で8,000万円							
◎企業再生支援 資金保証 (県企業再生)	経営の安定に支障を生じ、または生ずるおそれがある中小企業者の、経営の改善に取り組むために要する事業資金 (県知事の利用承認)	運転資金 1億円 設備資金	運転資金 7年以内 (1年以内) 設備資金 10年以内 (1年以内)	1.65	0.35~1.05 別表2				
◎連鎖倒産防止 資金保証 (県連鎖倒産)	取引先倒産による連鎖倒産防止のための経営安定資金	運転資金 5,000	7年以内 (1年以内)	1.65	0.60 (注)				

・◎印はすべて保証協会の保証を必要とします。
 ・県・市制度融資保証は普通保証の内枠です。ただし、特別保証に係る認定書等があれば、普通保証とは別枠になります。
 ※連帯保証人につきましては、28頁をご覧ください。

(注) 中小企業信用保険法第2条第1号~6号関係の認定がある場合は、責任共有対象外で保証料0.70%

・保証料率の欄に別表2と記載のある場合は、29頁をご覧ください。
 (1) 次のいずれかに該当する場合は、それぞれ0.1%引き下げます。
 「中小企業会計」に準拠して決算書を作成している次のいずれかの場合
 ア. 「中小企業の会計に関する指針」の適用状況についての公認会計士又は税理士による確認書類の添付がある場合
 イ. 会計参与設置会社の場合

	制度の名称 (略称)	対象資金等	貸付限度額 (万円)	保証期間 (うち据置期間)	融資利率 (年率%)	責任共有保証料率 (年率%)	担保	取扱金融機関	申込受付窓口
小規模事業者	◎一般小口枠 (県小口 県小口指導)	従業員20人(商業・サービス業5人)以下の 小規模事業者の事業資金	運転資金 1,250 設備資金	運転資金 5年以内 ただし、2期連続経常赤字 で経営指導を受けた者 7年以内 設備資金 7年以内	2.00	0.60 特別小口保険の要件を満たす 場合0.50(注1) (注2)の場合0.70%	原則不要	市町村の 指定金融機関	市町村 商工会議所 商工会
	◎零細小口枠 (県零細 県零細指導)					0.70(責任共有対象外) 特別小口保険の要件を満たす 場合0.50(注1)			
防災・公害の防止	中小企業環境施設 整備資金保証 (県環境施設)	公害防止、廃棄物の適正処理、資源エネルギー の有効利用等の施設の設置資金 (県知事の利用承認)	設備資金 個別 3,000 共同 5,000	7年以内 (1年以内)	1.90 地球温暖化対策に資す る施設の整備の場合 1.35	0.35~1.05 別表2	必要に応じ	全金融機関	金融機関
既保証の借り換えに	◎緊急経営改善 資金保証 (小口改善 県経営改善)	県小口事業資金及び緊急経営改善資金(小口枠)の 借換資金並びに借換に要する資金と同額までの事業 資金(商工会議所または商工会の認定) 保証付借入金の借換資金(県小口事業資金、緊急経 営改善資金(小口枠)を除く)並びに借換に要する 資金と同額までの事業資金(上限1,000万円) (商工会議所または商工会の認定)	運転資金 1,000 運転資金 8,000	10年以内 (1年以内)	1.90	0.35~1.05 別表2	必要に応じ	全金融機関	金融機関
事業の活性化に	事業活性化促進資金保証 (県事業活性化)	事業の多角化、合理化、拡大を行うための資金	運転資金 3,000	5年以内 (1年以内)	2.10	0.35~1.05 別表2	必要に応じ	全金融機関	金融機関
	小規模企業等経営支援 短期資金保証 (県小規模短期)	従業員50人(商業・サービス業20人)以下の 小規模事業者の短期事業資金	運転資金 600	1年以内	1.90	0.35~1.05 別表2	必要に応じ	全金融機関	金融機関
	事業承継支 援保証 (県事業承継)	後継者不在等により事業の存続見通しがつか ない中小企業者等から事業資産の取得等に より当該事業を承継しようとする県内の中小 企業者が事業承継に必要な事業資金 ①事業資産の取得資金 ②事業承継者の経営権取得資金(法人に限る) ③その他承継事業の運営に必要な資金 (県知事の利用承認)	設備資金 5,000 建物(土地)の場合 1億円 (運転 3,000)	設備資金 7年以内(1年以内) (建物(土地)の取得の場合10年以内 (1年以内)) 運転資金 5年以内(1年以内)	1.65	0.35~1.05 別表2	必要に応じ	全金融機関	金融機関
海外進出に	海外市場開拓支 援保証 (県海外市場)	海外市場へ進出するため、支店・営業拠点等 の開設等を行う中小企業者(合弁会社等の海外 現地法人の設立を含む) ただし、県内事業所の規模縮小・従業員の減 少を伴わないもの (県知事の利用承認)	運転資金 1,000 設備資金 4,000	運転資金 5年以内(1年以内) 設備資金 10年以内(1年以内)	1.65	0.35~1.05 別表2	必要に応じ	全金融機関	金融機関

・◎印はすべて保証協会の保証を必要とします。
 ・県・市制度融資保証は普通保証の内枠です。ただし、特別保証に係る認定書等が
 あれば、普通保証とは別枠になります。
 ※連帯保証人につきましては、28頁をご覧ください。

(注1) ア. 次のいずれかについて、保証申込日の以前1年間において納期が到来した税額があり、かつ、当該税額を完納
 ・源泉徴収による所得税以外の所得税
 ・事業税又は県民税
 ・市長村民税の所得割
 ただし、所得割が障害者控除額、高齢者控除額、寡婦控除額を控除されたことによって、所得割がなくなった者である場合は均等割
 イ. 保証債務残高が、本件を含み1,250万円以内
 (注2) 中小企業信用保険法第2条第1号~6号関係の認定がある場合は、責任共有対象外で保証料0.70%

5. 市制度融資保証

・保証料率の欄に別表2と記載のある場合は、29頁をご覧ください。
 (1) 次のいずれかに該当する場合は、それぞれ0.1%引き下げます。
 「中小企業会計」に準拠して決算書を作成している次のいずれかの場合
 ア. 「中小企業の会計に関する指針」の適用状況についての公認会計士又は税理士による確認書類の添付がある場合
 イ. 会計参与設置会社の場合

富山市

(注)
 ア. 従業員20人(商業、サービス5人)以下
 イ. 次のいずれかについて、保証申込日の以前1年間において納期が到来した税額があり、かつ、当該税額を完納
 ・源泉徴収による所得税以外の所得税
 ・事業税または県民税
 ・市町村税の所得割ただし、所得割が障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額を控除されたことによって、所得割がなくなった者である場合は均等割
 ウ. 保証債務残高が、本件を含み1,250万円以内

制度の名称(略称)	対象資金等	貸付限度額(万円)	保証期間(うち据置期間)	融資利率(年率%)	責任共有保証料率(年率%)	担保	取扱金融機関	申込受付窓口
◎ 運転資金保証 (市運転)	中小企業者の運転資金	運転資金 1,250 (協同組合等 2,000)	5年以内 (6か月以内)	2.20	0.35~1.05 別表2 (全額市補給)	必要に応じ	富山市の指定金融機関 (県内店舗のみ)	
					(特別小口保険の要件を満たす場合 0.60) (責任共有対象外) (全額市補給)(注)	不要		
◎ 設備投資支援証 (市設備支援)	中小企業者の設備資金	設備資金 5,000	10年以内 (1年以内)	2.20 (内0.7市補給)	0.35~1.05 別表2 (全額市補給)	必要に応じ		
					(特別小口保険の要件を満たす場合 0.60) (責任共有対象外) (全額市補給)(注)	不要		
◎ 経営安定資金保証 (市経営安定 市経安指導 市経安災害)	取引先の倒産、売上減少等の企業の安定資金	運転資金 1,000	5年以内 (6か月以内) ただし、市長が指定する経営指導を受けている場合 7年以内 (1年以内)	2.20	0.35~1.05 別表2 (全額市補給)	必要に応じ		
	(災害枠) 地震、風水害、火災などの災害により、事業経営に著しい支障を生じている事業者のための経営安定資金	運転資金 設備資金 2,500	10年以内 (1年以内)	2.20	0.35~1.05 別表2 (全額市補給)	必要に応じ		
◎ 新産業育成支援証 (市新産業)	バイオやIT、ナノテクなどの分野における新技術や新製品の研究又は開発、事業化などに要する資金	設備資金 5,000 (運転資金 1,000)	10年以内 (1年以内)	2.20 (内1.5市補給)	0.35~1.05 別表2 (全額市補給)	必要に応じ		
◎ 企業立地促進事業資金保証 (市企業立地)	市が造成した工業団地や富山市の特定地域での工場の新設、移設、又は増設のための資金	設備資金 1億円	12年以内 (1年以内)	1.90 (内1.0市補給)	0.35~1.05 別表2 (全額市補給)	原則要		
◎ 高度化事業資金保証 (市高度化)	共同化、集団化のための土地取得資金 建物・施設の建設資金	設備資金 1億円	10年以内 (1年以内)	2.70 (内0.7市補給)	0.35~1.05 別表2 (全額市補給)	必要に応じ		
◎ 創業者支援証 (市創業者)	創業(創業から1年未満を含む)に必要な事業資金	運転資金 設備資金 1,000	5年以内 (1年以内)	2.20 (内1.0市補給)	0.80(責任共有対象外) 創業関連又は創業等関連保険を利用しない場合 別表2 0.35~1.05 (全額市補給)	必要に応じ		
◎ 緊急経営基盤安定資金保証 (市基盤安定 市基安原油 市基安建築 市基安東北地震 市基安地震農業)	富山市制度の借換を伴う運転資金(富山市環境保全施設整備等資金を除く)	運転資金 2,500	7年以内 (6か月以内)	1.40	0.35~1.05 別表2	必要に応じ		
	(急速な景気の悪化に伴う緊急支援措置) 急速な景気の悪化、建築着工の減少により、事業経営に支障が生じている企業の経営安定資金(市基安原油、市基安建築)	運転資金 3,500 (既存枠含む。)	7年以内 (6か月以内)	1.40				
	(東日本大震災対策支援特別枠) (一般枠) (1) 「東日本大震災」で被災した事業者との取引により経営に支障が生じていること (2) 「東日本大震災」により、被害を受けた設備等の復旧等に要する資金であること (医薬品配置販売業者を除く)	運転資金 設備資金 7,000	10年以内 (1年以内)	1.40				
	(業振復興枠) (1) 「東日本大震災」で配置先が被災したことにより経営に支障が生じていること (2) 「東日本大震災」により、新たな懸場帳の購入資金であること (3) 「東日本大震災」により、被害を受けた設備等の復旧等に要する資金であること (医薬品配置販売業者に限る)	運転資金 設備資金 7,000	運転資金 10年以内(3年以内) 設備資金 12年以内(3年以内) 東日本大震災復興緊急保証を利用する場合 運転資金 10年以内(2年以内) 設備資金 10年以内(2年以内)	1.40			東日本大震災復興緊急保証を利用する場合 0.7	
	(円高対策特別枠) 急激な円高の影響を受け、売上高等が減少していること	運転資金 2,500	7年以内 (1年以内)	1.40			0.35~1.05 別表2	
◎ 景気対応緊急証 (高岡景気対応 高岡東北地震)	売上高や経常利益率が減少しているなど経営の安定に支障が生じている企業の経営安定資金	運転資金 2,500	運転資金 5年以内(6か月以内) ただし、2期連続経常赤字で経営指導を受けたもの 7年以内(6か月以内)	2.00	0.35~1.05 別表2 (全額市補給)	必要に応じ	高岡市内店舗 および※(欄外)	高岡市産業企画課 高岡商工会議所 高岡市商工会
	(東日本大震災特別枠) (1) 「東日本大震災」により、被災した企業(市町村長の罹災証明) (2) 「東日本大震災」により、被災した事業者と取引がある企業 (商工会議所または商工会の認定)	運転資金 2,500	6年以内 (1年以内)	1.80	0.35~1.05 別表2 東日本大震災復興緊急保証を利用する場合 0.7 (全額市補給)	必要に応じ		

・◎印はすべて保証協会の保証を必要とします。
 ・県・市制度融資保証は普通保証の内枠です。ただし、特別保証に係る認定書等があれば、普通保証とは別枠になります。
 ※連帯保証人につきましては、28頁をご覧ください。

※高岡市外の取扱金融機関：北陸、富山、北國、富山第一(各新湊支店)、新湊信金本店

・保証料率の欄に別表2と記載のある場合は、29頁をご覧ください。
 (1) 次のいずれかに該当する場合は、それぞれ0.1%引き下げます。
 「中小企業会計」に準拠して決算書を作成している次のいずれかの場合
 ア. 「中小企業の会計に関する指針」の適用状況についての公認会計士又は税理士による確認書類の添付がある場合
 イ. 会計参与設置会社の場合

高岡市

制度の名称 (略称)	対象資金等	貸付限度額 (万円)	保証期間 (うち据置期間)	融資利率 (年率%)	責任共有保証料率 (年率%)	担保	取扱金融機関	申込受付窓口	
◎ 中小企業振興 資金保証 (高岡振興)	設備の近代化、経営の合理化のための資金	運転資金 設備資金 1,500	運転資金 5年以内(6か月以内) ただし、2期連続経常赤字 で経営指導を受けたもの 7年以内(6か月以内) 設備資金 7年以内(6か月以内)	2.00	0.35~1.05 別表2 (全額市補給)	原則不要	高岡市内店舗 および※(欄外)	高岡市産業企画課 高岡商工会議所 高岡市商工会	
	建築物の新築、土地取得のための資金	設備資金 5,000	10年以内 (1年以内)	2.20	0.35~1.05 別表2 (全額市補給)	必要に応じ			
	機械等の設置資金	設備資金 2,000							
◎ ものづくり支援 資金保証 (高岡ものづくり)	新技術・新製品開発、研究開発や商品の見本市・展示会等に必要事業資金	設備資金 5,000 (運転資金 1,000)	運転資金 6年以内(1年以内) 設備資金 10年以内(1年以内)	1.30	0.35~1.05 別表2 (全額市補給)	必要に応じ			
◎ 創業者支援 資金保証 (高岡創業)	創業(創業から1年未満を含む)に必要な事業資金	運転資金 設備資金 1,000	運転資金 6年以内(1年以内) 設備資金 7年以内(1年以内)	2.00	0.80(責任共有対象外) (創業関連又は創業等関連保険 を利用しない場合 別表2 0.35~1.05 (全額市補給))	原則不要	高岡商工会議所 高岡市商工会		
◎ 緊急経営基盤改善 資金保証 (高岡改善)	高岡市振興資金、高岡市商工業活性化資金、高岡市創業者支援資金の借換資金	運転資金 2,000 (既保証債務残高の範囲内)	7年以内 (6か月以内)	2.00	0.35~1.05 別表2 (全額市補給)	必要に応じ	高岡市産業企画課 高岡商工会議所 高岡市商工会		
◎ 独立開業資金保証 (魚津独立)	創業(創業から1年未満を含む)に必要な事業資金	運転資金 設備資金 500	5年以内 (1年以内)	2.00	0.80(責任共有対象外) (創業関連又は創業等関連保険 を利用しない場合 別表2 0.35~1.05)	必要に応じ	魚津市内の県 小口取扱店舗	魚津市 商工観光課	
◎ 振興資金保証 (射水振興)	設備の近代化、経営の合理化のための資金	運転資金 設備資金 1,500	運転資金 5年以内 (6か月以内) ただし、2期連続経常赤字 で経営指導を受けたもの 7年以内(6か月以内) 設備資金 7年以内 (6か月以内) ただし、耐用年数の範囲内	2.00	0.35~1.05 別表2	原則不要	射水市内店舗	射水市 港湾商工課	
	◎ 経営支援資金保証 (射水経営 射水経済変動 射水東北地震)	売上減少補てんのための資金	運転資金 1,000	5年以内 (6か月以内)	2.00	0.35~1.05 別表2			必要に応じ
		(経済変動対策枠) 売上高等が減少しているなど経営の安定に支障が生じている企業の経営安定資金	運転資金 2,000	5年以内 (6か月以内)	1.80				
		(東北地方太平洋沖地震特別枠) (1)「東北地方太平洋沖地震」により、被災した企業(市町村長の罹災証明) (2)「東北地方太平洋沖地震」により、被災した事業者と取引がある企業 (商工会議所または商工会の認定)	運転資金 2,000	5年以内 (6か月以内)	1.80				
	◎ 活性化資金保証 (射水活性化)	省力化、省エネ、高度設備導入、情報化促進により設備近代化、合理化を図るための資金(活性化資金)	設備資金 1,000	7年以内 (1年以内)	2.00	0.35~1.05 別表2			必要に応じ
◎ 緊急経営改善 資金保証 (射水改善)	射水市振興資金(振興資金、経営支援資金、活性化資金)の借換資金	運転資金 1,000 (既保証債務残高の範囲内)	10年以内 (1年以内)	1.90	0.35~1.05 別表2	必要に応じ			
◎ 経営安定資金保証 (氷見経営)	売上減少等により事業活動に支障が生じている地場産業中小企業者のための資金	運転資金 1,000	5年以内 (1年以内)	2.00	0.35~1.05 別表2 (全額市補給)	必要に応じ	氷見市内店舗	氷見市商工観光課 氷見商工会議所	
	◎ 技術改善資金保証 (氷見技術)	新商品開発・省力化・生産施設の新増設等の資金	設備資金 1,000	7年以内 (1年以内)	2.00	0.35~1.05 別表2 (全額市補給)			必要に応じ
	◎ 旅館・民宿業 施設整備資金保証 (氷見旅館)	旅館、民宿の新築、増改築のための資金	設備資金 1,000	7年以内 (1年以内)	2.00	0.35~1.05 別表2 (全額市補給)			必要に応じ
	◎ 緊急経営改善 資金保証 (氷見改善)	氷見市地場産業育成資金(経営安定資金、技術改善資金、旅館・民宿業施設整備資金)の借換資金	運転資金 1,000 (既保証債務残高の範囲内)	7年以内 (1年以内)	1.90	0.35~1.05 別表2 (全額市補給)			必要に応じ

・◎印はすべて保証協会の保証を必要とします。
 ・県・市制度融資保証は普通保証の内枠です。ただし、特別保証に係る認定書等があれば、普通保証とは別枠になります。
 ※連帯保証人につきましては、28頁をご覧ください。

※高岡市外の取扱金融機関：北陸、富山、北國、富山第一(各新湊支店)、新湊信金本店

責任共有制度

金融機関との適切な責任共有を図る「責任共有制度」の対象となる保証は、平成19年10月1日以降、保証協会が申込受付し、保証承諾したものが対象となっています。既保証分等は対象とはなりません。

なお、次に掲げる保証制度については、責任共有制度の対象外です。

- 東日本大震災復興緊急保険に係る保証
- 経営安定関連保険（セーフティネット）第1号～第6号に係る保証
- 災害関係保険に係る保証
- 創業関連保険（再挑戦支援保証含む）及び創業等関連保険に係る保証
- 特別小口保険に係る保証
- 事業再生保険に係る保証
- 小口零細企業保証制度による保証
 - 【対象者】常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人以下）の会社及び個人等
 - 【保証限度額】1,250万円（既存の保証付き融資残高との合計で1,250万円の範囲内となる新規の保証に限る）
- 求償権消滅保証
- 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）

連帯保証人

保証申込の際の連帯保証人について、以下の取扱いといたします。

1 連帯保証人の取扱い

(1) 個人事業者・法人（組合を除く）における連帯保証人取り受け基準

法人代表者以外の連帯保証人を取り受けしないものとします。

ただし、次のような特別な事情がある場合は、連帯保証人に取り受けることがあります。

- ①実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人又は申込人（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
- ②本人又は代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられるよりリスク（損害を受ける危険）が高い保証申込がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申出があった場合

(2) 組合における連帯保証人取り受け基準

代表理事以外の連帯保証人を取り受けしないものとします。

ただし、個々の組合の実情に応じ他の理事を連帯保証人とすることがあります。

なお、転貸資金については、代表理事の他、転貸先組合員（または組合員が法人の場合はその代表者）を連帯保証人とします。

(3) 担保提供者

担保提供者は、法人の代表者及び前記(1)に該当する場合を除き連帯保証人としません。

ただし、担保提供者を連帯保証人としなない場合は、物上保証人の念書を取り受けます。

信用保証料率

1. 区分表

別表1 弾力化対象制度の保証料率（協会制度）

（単位：年率％）

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 （特殊保証）	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 （特殊保証）	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

- （備考）・区分は、CRDを利用した定量評価によるものです。
 ・貸借対照表を作成していない方は区分⑤を適用します。
 ・特殊保証とは、手形割引根保証、当座貸越根保証です。

別表2 弾力化対象制度の保証料率（県・市融資制度）

（単位：年率％）

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.05	0.90			0.70			0.50	0.35

- （備考）・区分は、CRDを利用した定量評価によるものです。
 ・貸借対照表を作成していない方は区分⑤を適用します。

2. 保証料率の割引

(1) 中小企業会計割引（次のいずれかの場合）……………0.1%の割引

- ・「中小企業の会計に関する指針の適用状況」についての公認会計士または税理士による確認書類の添付（確認書類例：『「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト』（日本税理士連合会作成書式））
- ・会計参与設置会社（確認書類：商業登記簿謄本（写））

中小企業会計割引の対象となる法人

以下を除く株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人及び土地家屋調査士法人、行政書士法人

- ・証券取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社
- ・会計監査人を設置する会社及びその子会社

(2) 有担保保証……………0.1%の割引（自治体制度等、対象とならない制度もあります。）

信用保証料の計算方法

信用保証料の基本的な計算式は次のとおりです。

(1) 返済方法が一括返済の場合

$$\boxed{\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(月)} / 12} \quad (\text{円未満切捨て})$$

(2) 返済方法が分割返済の場合

$$\boxed{\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(月)} / 12 \times \text{分割係数}} \quad (\text{円未満切捨て})$$

分割係数

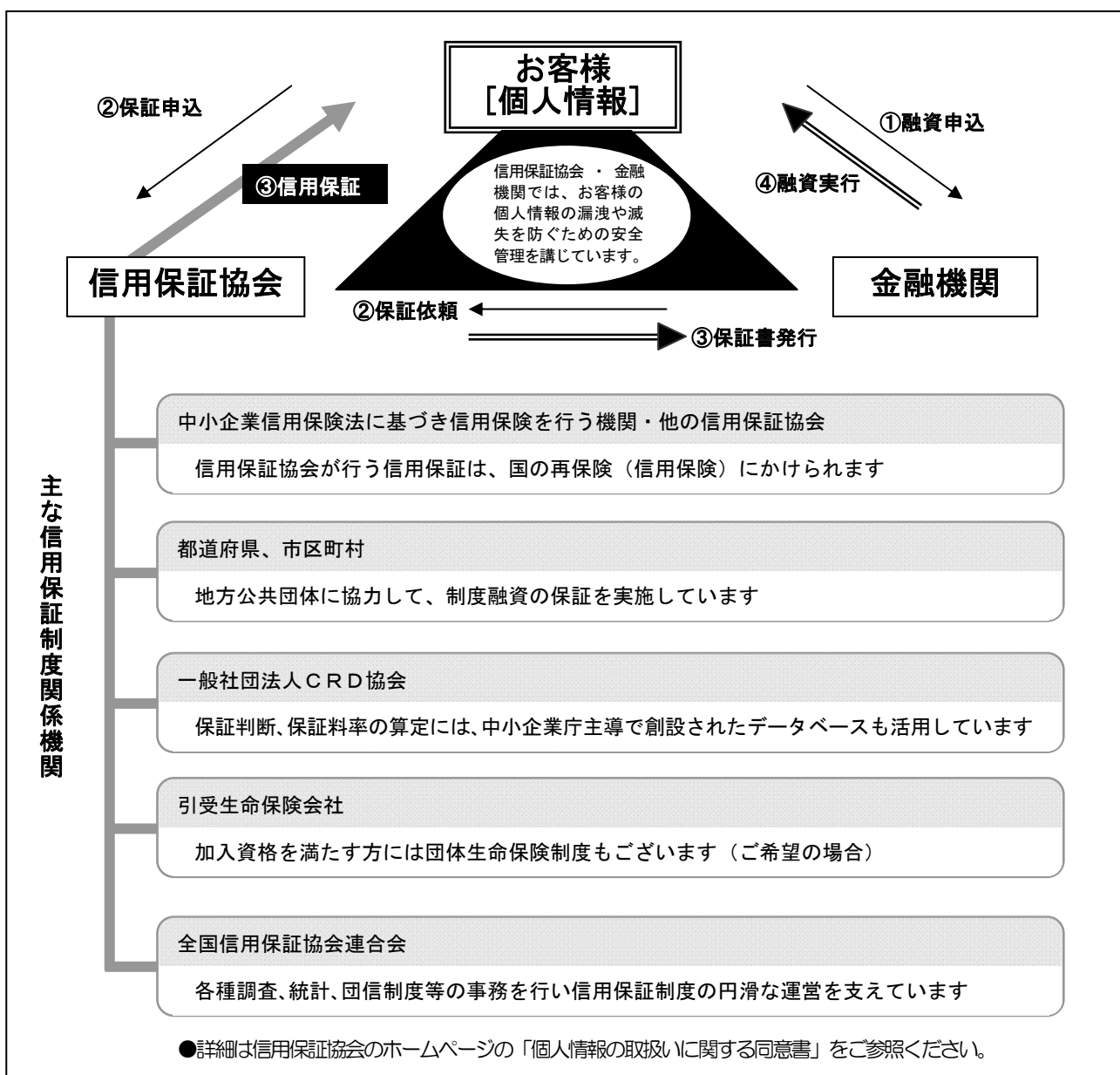
	2回以上6回以下	7回以上12回以下	13回以上24回以下	25回以上
均等分割係数	0.70	0.65	0.60	0.55
不均等分割係数	0.77	0.72	0.66	0.61

※「据置期間」を設けている場合や最終回返済額が各回の2倍相当額を超える場合等については計算方法が異なります。

個人情報の取扱いに関するご説明

信用保証付き融資のご利用にあたって、ご提供いただいたお客様の個人情報は、金融機関・信用保証協会が適切に管理し、法律に定められた一定の場合を除き、予めお客様のご同意を得ることなく、第三者に提供することはありません。

ただし、「個人情報の取扱いに関する同意書」に掲げる関係機関には、信用補完制度の適正な維持・運営等のため、必要に応じお客様の個人情報を提供させていただく場合がありますが、これらの関係機関においても、利用目的の範囲を超えて、個人情報を取扱うこととはございません。



●平成 17 年 4 月から、『個人情報の保護に関する法律』に基づき、信用保証付き融資のご利用の際は、「個人情報の取扱いに関する同意書」により、個人情報の第三者提供等に関して予めお客様のご同意をいただくことになりました。

保証申込時に提出していただく書類

1. 必ず提出していただく書類

- ア. 信用保証委託契約書・信用保証委託申込書・保証人等明細・申込人（企業）概要・信用保証依頼書・金融機関取引状況・印鑑証明書（写でも可）
- イ. 決算書（原則2期分）
- ウ. 個人情報の取扱いに関する同意書
- エ. 「保証協会団信」加入意思確認書

2. 必要に応じて添付していただく書類

	書 類 名	部数	留 意 事 項
資格要件	商業登記簿謄本 写	1部	法人で新規申込み又は変更登記があったとき
	許可書等 写	1部	許可等を必要とする業種(参照：32頁)で、新規申込み、変更があったとき、有効期限切れにより更新手続きがあったとき
特定業種	工事受注状況	1部	建設関連業種の場合
	現地調査報告書	1部	風俗営業でない旨の報告書
	宣誓書	1部	風俗営業でない旨の宣誓書
		1部	投機目的のための土地購入ではない旨の宣誓書（土地売買業）
担保関係	不動産担保明細書	1部	担保付のとき
	固定資産評価証明	1部	路線価のない場合
	不動産所在地略図	1部	住宅地図等
	公 図	1部	法務局に備えつけのもの
設備資金関係	見積書、売買契約書 写	1部	設備資金の場合
	建築確認申請書・確認通知書 写	1部	建物建築資金の場合
	賃貸借契約書 写	1部	不動産貸借による開業資金の場合 貸借不動産にかかる建物の新築、増改築の場合
	家主の承諾書 写	1部	貸借不動産にかかる建物の新築、増改築の場合
	収益実績・予想表	1部	原則として1件2,000万円以上の設備資金の場合 長期運転資金については必要に応じ
その他	納税証明書	1部	特別小口保険に係る申込みのとき
	試算表	1部	決算後概ね6か月を経過しているとき
	資金繰表	1部	売上に比べ申込金額が多いとき 短期間に申込みが多いとき 短期一括返済のとき
	「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト等	1部	中小企業会計に準拠していることを公認会計士または税理士に確認した場合
制度保証関係	県制度融資にかかる利用承認書写	1部	県制度融資を保証付きとするとき ただし、県あっせん小口資金、県連鎖倒産防止資金等は不要
	制度要綱等で定める認定書等	1部	制度保証のとき
	別枠保証認定書	1部	別枠保証のとき

※上記のほか、申込案件の内容によっては別途資料をお願いすることがありますのでご協力ください。
 ※県及び市町村の地方公共団体の融資制度をご利用される場合は、融資制度所定の書類が必要ですので、各団体の担当窓口で確認してください。

許可等が必要な事業一覧表

保証申込にあたっては、許可書等の写を添付してください。

番号	業 種	許可等	関係法令	主務官公省	有効期間
1	食 料 品 製 造 業	許 可	食品衛生法 (52条)	県知事 (保健所長等)	5年を下らない期間
2	食 料 品 販 売 業	許 可	食品衛生法 (52条)	県知事 (保健所長等)	5年を下らない期間
3	飲 食 店 ・ 喫 茶 店	許 可	食品衛生法 (52条)	県知事 (保健所長等)	5年を下らない期間
4	建 設 業 (注1)	許 可	建設業法 (3条)	国土交通大臣または県知事	5年
5	一般旅客自動車運送事業	許 可	道路運送法 (4条)	国土交通大臣 (地方運輸局長)	無 期 限
	一般貨物自動車運送事業	許 可	貨物自動車運送事業法 (3条)	国土交通大臣 (地方運輸局長)	無 期 限
6	特定旅客自動車運送事業	許 可	道路運送法 (43条)	国土交通大臣 (地方運輸局長)	無 期 限
	特定貨物自動車運送事業	許 可	貨物自動車運送事業法 (35条)	国土交通大臣 (地方運輸局長)	無 期 限
7	旅 館 業	許 可	旅館業法 (3条)	県知事 または 市長	無 期 限
8	古 物 営 業	許 可	古物営業法 (3条)	県公安委員会	無 期 限
9	薬 局	許 可	薬事法 (4条)	県知事	6年
10	医薬品・医薬部外品・化粧品 ・医療機器製造販売業	許 可 (注2)	薬事法 (12条)	厚生労働大臣または県知事	5年または6年
11	医薬品・医薬部外品・化粧品 ・医療機器製造業	許 可 (注2)	薬事法 (13条)	厚生労働大臣または県知事	5年または6年
12	医 薬 品 販 売 業	許 可	薬事法 (24条)	県知事	6年
13	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許 可	薬事法 (39条)	県知事	6年
14	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	許 可	薬事法 (39条)	県知事	6年
15	医 療 機 器 修 理 業	許 可	薬事法 (40条の2)	厚生労働大臣または県知事	5年
16	一 般 廃 棄 物 処 理 業	許 可 (認定)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (7条)	市町村長または県知事 (厚生労働大臣)	2年
17	産 業 廃 棄 物 処 理 業	許 可 (認定)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (14条)	県知事 (厚生労働大臣)	5年 (環境省令に定める基準に適合7年)
	特別管理産業廃棄物処理業	許 可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (14条の4)	県知事	5年 (環境省令に定める基準に適合7年)
18	有 料 職 業 紹 介 事 業	許 可	職業安定法 (30条)	厚生労働大臣	3年
19	病 院 ・ 診 療 所 ・ 助 産 所	許 可	医療法 (7条)	県知事	無 期 限

番号	業 種	許可等	関 係 法 令	主 務 官 公 省	有 効 期 間
20	宅 地 建 物 取 引 業	免 許	宅地建物取引業法 (3条)	国土交通大臣または県知事	5 年
21	酒 類 製 造 業	免 許	酒税法 (7条)	税務署長	無 期 限
22	酒 母 ・ も ろ み 製 造 業	免 許	酒税法 (8条)	税務署長	無 期 限
23	酒 類 販 売 業	免 許	酒税法 (9条)	税務署長	無 期 限
24	第 1 種 高 圧 ガ ス 製 造 業	許 可	高圧ガス保安法 (5条)	県知事	無 期 限
25	液 化 石 油 ガ ス 販 売 業	登 録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (3条)	経済産業大臣(経済産業局長)または県知事	無 期 限
26	一 般 労 働 者 派 遣 事 業	許 可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 (5条)	厚生労働大臣	3 年 (更新時5年)
27	家 畜 商	免 許	家畜商法 (3条)	県知事	無 期 限
28	浄 化 槽 清 掃 業	許 可	浄化槽法 (35条)	市町村長	期限を付すことができる(概ね2年)
29	興 行 場 (映 画 館 ・ 劇 場)	許 可	興行場法 (2条)	県知事	無 期 限
30	浴 場 業	許 可	公衆浴場法 (2条)	県知事	無 期 限
31	測 量 業	登 録	測量法 (55条)	国土交通大臣	5 年
32	砂 利 採 取 業	登 録	砂利採取法 (3条)	県知事	無 期 限
33	採 石 業	登 録	採石法 (32条)	県知事	無 期 限
34	建 築 士 事 務 所	登 録	建築士法 (23条)	県知事	5 年
35	電 気 工 事 業	登 録	電気工事業の業務の適正化に関する法律 (3条)	経済産業大臣(経済産業局長)または県知事	5 年
36	自 動 車 分 解 整 備 事 業	認 証	道路運送車両法 (78条)	地方運輸局長	無 期 限
37	揮 発 油 販 売 業	登 録	揮発油等の品質の確保等に関する法律 (3条)	経済産業大臣 (経済産業局長)	無 期 限
38	揮 発 油 特 定 加 工 業	登 録	揮発油等の品質の確保等に関する法律 (12条の2)	経済産業大臣 (経済産業局長)	無 期 限
39	軽 油 特 定 加 工 業	登 録	揮発油等の品質の確保等に関する法律 (12条の9)	経済産業大臣 (経済産業局長)	無 期 限

(注1) 次に掲げる「軽微な建設工事」を行うものは、許可は必要ありません。

ア. 建築一式工事の場合：工事1件の請負代金が、1,500万円未満または延面積が150㎡未満の木造住宅工事。

イ. 建築一式工事以外の場合：工事1件の請負代金が500万円未満

(注2) 医薬品製造業のうち、薬局開設者が当該薬局における設備および器具をもって製造する医薬品の製造に係る許可および製造販売に係る許可については、有効期限は6年。

がんばる中小企業のパートナー！

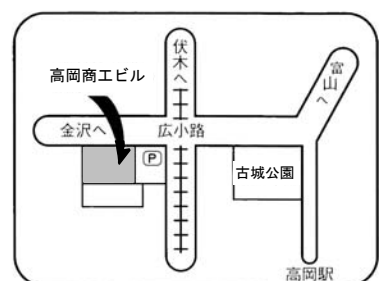
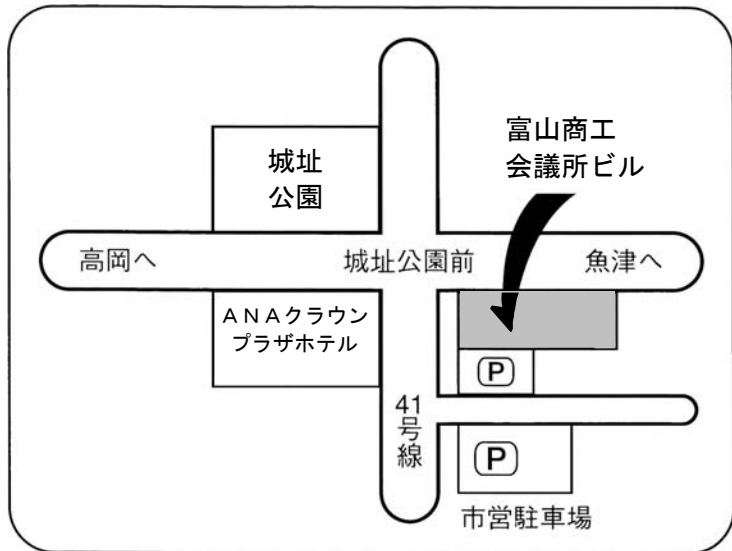
個人創業・新会社設立に	創業等関連保証 保証限度額 1,500万円 創業関連保証 保証限度額 1,000万円
事業の再生に取り組むために	事業再生保証 保証限度額 2億円 事業再生円滑化関連保証 保証限度額 2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)
売掛債権・棚卸資産の活用に	流動資産担保融資保証 保証限度額 2億円
経営の安定化に	経営安定関連保証 保証限度額 2億8,000万円

協会の事務所

当協会の相談・受付窓口

協会では、保証についてのご相談、受付および調査・審査は次のとおり業種別に担当しています。

特定の企業	企業支援課(076)403-5816
製造業、建設業	保証第一課(076)423-3176
卸売業、小売業、サービス業他	保証第二課(076)423-3177



本 所
 富山市総曲輪2丁目1番3号
 富山商工会議所ビル
 TEL(076)423-3171(代表)
 4階 業務部 FAX(076)493-0829
 管理部 FAX(076)423-3220
 5階 企画総務部 FAX(076)493-0889
 経営監査室 FAX(076)493-0889
 〈苦情相談窓口〉 TEL(076)403-5818
<http://www.cgc-toyama.or.jp/>

高岡相談室
 高岡市丸の内1番40号
 高岡商工ビル8階
 TEL(0766)21-6820
 FAX(0766)21-6864
 相談日 (火曜日、木曜日)
 (9:00~17:00)